

## 自動車で一定期間継続して入構する者の入構許可審査基準

〔平成22年2月18日  
総合安全管理センター〕

国立大学法人東京工業大学大岡山地区交通安全実施内規及び国立大学法人東京工業大学すずかけ台地区交通安全実施内規に基づき一定期間継続して自動車により入構することの許可を受けようとする者のうち、本学構成員（常勤職員、非常勤職員、研究員）及び本学を勤務地として申請する者から提出された申請書の許可審査の基準を以下に定める。

### 1 許可基準

自動車で入構することが許可される者は、大岡山地区については、次の2)又は3)に該当する者とし、すずかけ台地区については、次の1)から3)までに該当する者とする。

#### 1) 以下の条件をすべて満たす者

- ① 自動車による通勤手当の支給を受けている者又は年俸制の者であって、自動車で通勤する旨の届け出をしている者。
- ② 申請理由が、業務や通勤に関わり年間入構証を保有するに足る正当な理由であると認められること。
- ③ 非常勤職員及び研究員については、週4日未満又は週25時間未満の勤務が雇用条件ではなく、週4日以上通勤する可能性が高いこと。
- ④ 年度末の定められた期限までに、申請がなされているか又は年度途中の申請においては、新規採用、転居等新たな事由の発生が合理的であること。

#### 2) 身体的理由により申請をする者（学生含む。）

- ① 医療機関の診断書又は障害者手帳等により、公共交通機関での通勤が困難であることを証明できる書類の写しが、車両入構許可申請書に添付されている者。

#### 3) その他特別な事情により入構する必要がある者

- ① 申請理由が妥当であると認められる者。

### 2 入構許可証の発行基準

入構許可証の発行枚数には上限を設け、許可基準を満たす者の数が発行枚数上限を上回る場合には、次の1)から3)の順で、発行枚数の上限に到達するまで順次発行する。

#### 1) 常勤教職員

#### 2) 非常勤教職員等

- ① 非常勤教員
- ② 研究員

（研究員、産学官連携研究員、特別研究員、COE研究員、研究支援推進員、研究支援者等、本学の定めた称号を有する研究員）

- ③ 事務部非常勤職員（補佐員）
- ④ 研究室等事務（補佐員）

#### 3) 学外者（2）－②に該当する研究員を除く。）

なお、身体的理由により申請をする者及び特別な事情により入構する必要がある者については、別途考慮する。

### 3 発行枚数の上限

地区ごとに、入構状況を考慮して決定することとし、構内駐車場収容台数から、荷積み・荷卸し用の駐停車スペースと前年度の臨時入構車両の入構実績等を考慮した台数を、発行枚数の上限とする。

#### 4 その他

国立大学法人東京工業大学大岡山地区交通安全実施内規及び国立大学法人東京工業大学すずかけ台地区交通安全実施内規第2条第1項第3号に該当する者については、この基準は適用しない。